

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（契約締結前交付書面の交付を要しない場合） 第五十九条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 「一・二 略」 三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約を締結しようとする場合においては、次に掲げるとき。 イ 「略」 ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次号及び第三項並びに第六十四条の二において「契約変更書面」という。）を交付しているとき。 四 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第	（契約締結前交付書面の交付を要しない場合） 第五十九条 「同上」 「一・二 同上」 三 「同上」 イ 「同上」 ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第六十四条の二において「契約変更書面」という。）を交付しているとき。 「号を加える。」

七号に掲げる事項（第三号ロに規定する場合にあつては、同号ロの変更に係るものに限る。）について当該顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合（当該顧客に対し契約締結前交付書面（外貨預金等に係る特定預金等契約を締結しようとする場合にあっては契約締結前交付書面又は外貨預金等書面、第三号ロに規定する場合にあっては契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに次項第二号及び第三号において同じ。）に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。）

イ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所に第五十七条に規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第四十二条第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。）。

ロ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）に、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

2||

前項第四号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第四十二条第一項各号に掲げる方法による提供をし、当該事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項（前項第三号ロに規定する場合にあつては、同号ロの変更に係るものに限る。）のうち特定預金等契約の締結についての顧客の判断に資する主なもの概要及びこれに関する質問例

二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

3|| 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第八条の規定並びに第四十二条及び第四十三条の規定は、第一項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

4・5 || 「略」

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第六十三条 「略」

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第八条の規定並びに第四十二条及び第四十三条の規定は、前項第三号ロの規定によ

「項を加える。」

2||

準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第八条の規定並びに第四十二条の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

3・4 || 「同上」

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第六十三条 「同上」

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第八条の規定並びに第四十二条の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付に

る書面の交付について準用する。 「3・4 略」	ついて準用する。 「3・4 同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	